

公立大学法人奈良県立医科大学スキルスラボ規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学スキルスラボ棟に公立大学法人奈良県立医科大学スキルスラボ（以下「スキルスラボ」という。）を置く。

(目的)

第2条 スキルスラボは、本学学生、本学附属病院の医師、看護師、医療技術職等及び地域の医療専門職の医療知識及び技術の習得、向上に資することを目的として設置する。

(委員会)

第3条 スキルスラボの運営を円滑に行うため、スキルスラボ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- 一 スキルスラボの運営及び管理に関すること。
- 二 その他スキルスラボに関すること。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育開発センター教育教授
- 二 医学部長
- 三 医学科長
- 四 看護学科長
- 五 附属病院長
- 六 看護部長
- 七 臨床研修センター長
- 八 その他理事長が指名する者

(任期)

第6条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員会を統括し、教育開発センター教育教授をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第8条 スキルスラボに関する事務は、教育開発センターにおいて行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、スキルスラボの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年1月7日から施行する。

2 この規程の施行時に委嘱した委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。